

事業評価に係る諮問、付託、調査審議

国水河計第 117 号
令和 5 年 2 月 24 日

社会資本整備審議会
会長 進藤 孝生 殿

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

令和 5 年度予算に係る河川事業の新規事業採択時評価について（諮問）

国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領に基づき、令和 5 年度予算に係る河川事業の新規事業採択時評価について、ご意見を賜りたい。

国社整審第61号
令和5年2月24日

河川分科会
分科会長 小池 俊雄 殿

社会資本整備審議会
会長 進藤 孝生

令和5年度予算に係る河川事業の新規事業採択時評価について（付託）

令和5年2月24日付け国水河計第117号により当審議会に諮問された令和5年度予算に係る河川事業の新規事業採択時評価については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、河川分科会に付託します。

国社整審(河)第83号
令和5年2月24日

社会資本整備審議会
河川分科会
事業評価小委員会
委員長 小林 潔司 殿

社会資本整備審議会
河川分科会
会長 小池 俊雄

令和5年度予算に係る河川事業の新規事業採択時評価について
(調査審議)

令和5年2月24日付国社整審第61号により当分科会に付託された令和5年度予算に係る河川事業の新規事業採択時評価については、社会資本整備審議会河川分科会運営規則第1条第1項の規定により、当分科会事業評価小委員会に調査審議を依頼する。